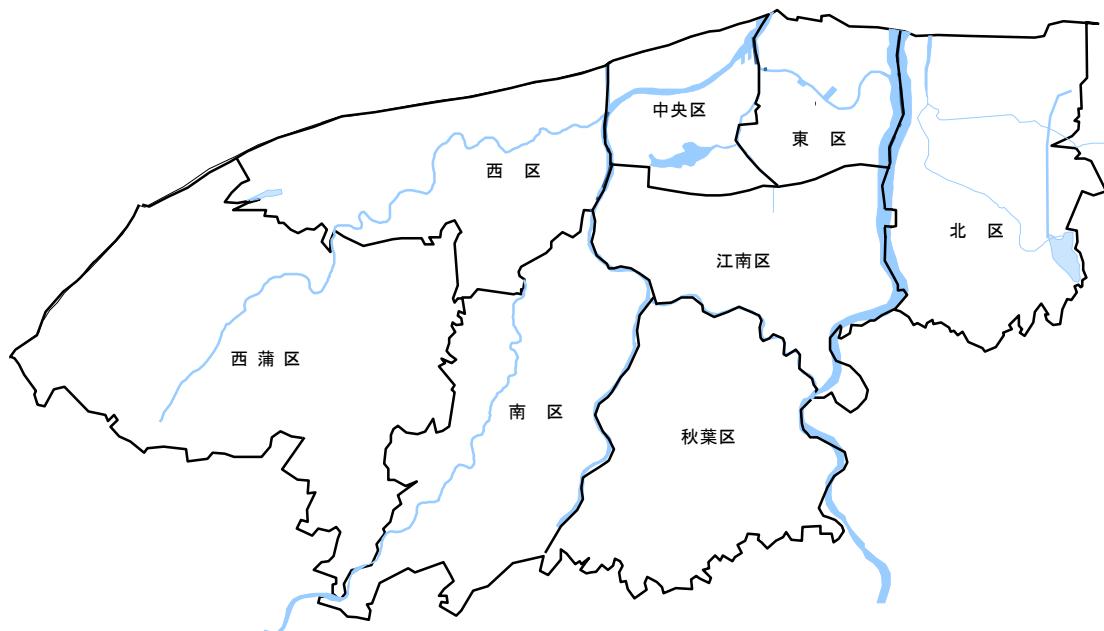


第1章 新潟市の概要

1 地勢

面 積	725.99 平方キロメートル（令和7年4月1日現在）
広がり	東西：42.5 キロメートル、南北：37.9 キロメートル
位 置	極東：東経 139 度 16 分 01 秒 極西：東経 138 度 47 分 03 秒 極南：北緯 37 度 40 分 44 秒 極北：北緯 38 度 01 分 12 秒



2 人口・世帯

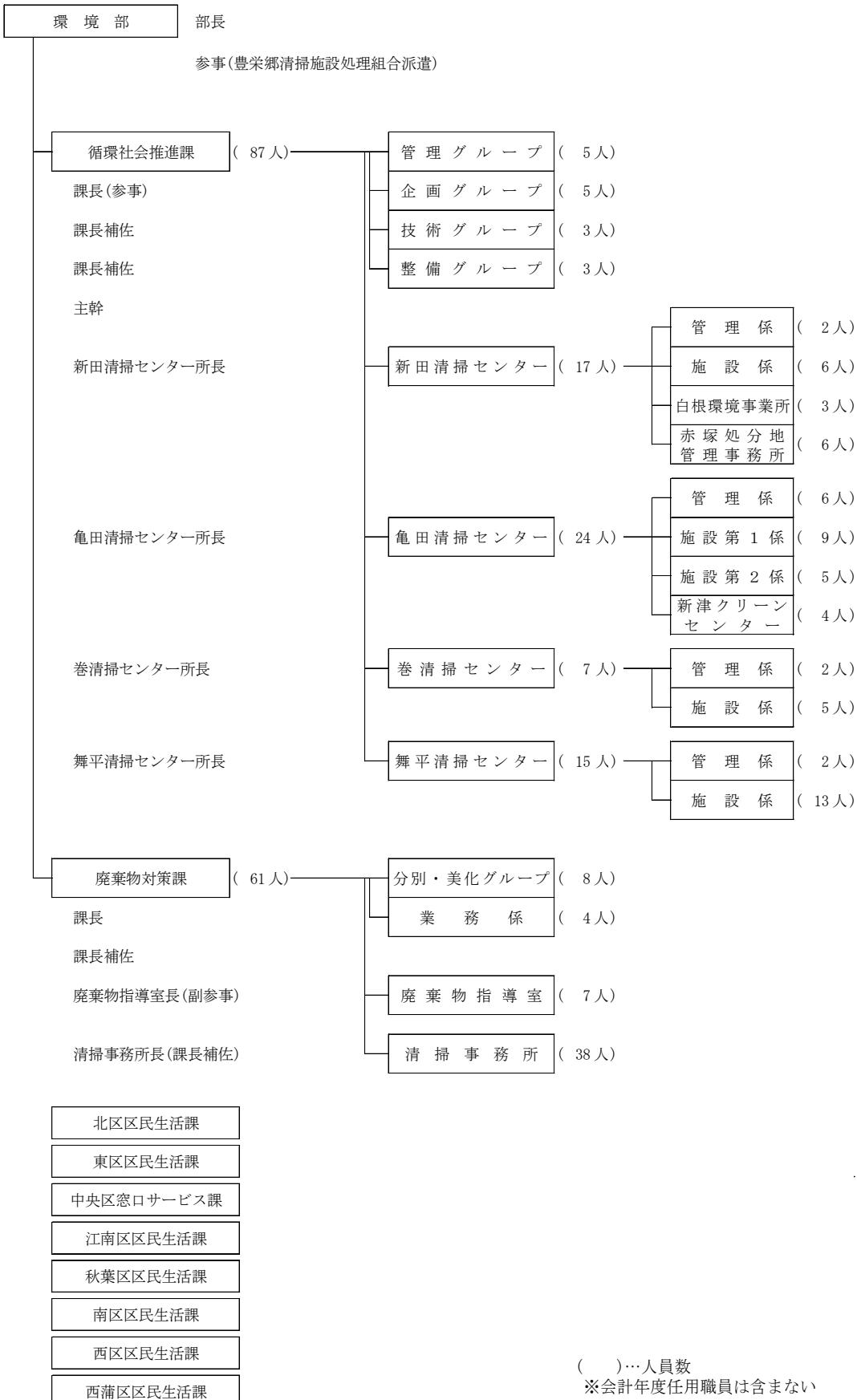
人口 758,068 人
世帯数 351,362 世帯
(住民基本台帳：令和7年3月31日)

区	人口	世帯数
北 区	69,752	30,062
東 区	130,366	62,473
中央区	171,515	90,666
江南区	67,272	28,670
秋葉区	73,649	31,092
南 区	41,991	16,861
西 区	151,317	70,506
西蒲区	52,206	21,032
合 計	758,068	351,362

第2章 組織・人員・施設等

1 組織

(令和7年4月1日現在)



2 事務分掌

(令和7年4月1日現在)

課（機関）	室・係（機関）	分掌事務
循環社会推進課	グループ制	清掃事業に係る調査及び計画に関する事項 ごみの減量及び3R（リデュース、リユース、リサイクルをいう。）の推進に係る企画及び調査研究に関する事項 ふれあい健康センターに関する事項 豊栄郷清掃施設処理組合に関する事項 一般廃棄物処理手数料に関する事項（廃棄物対策課の所管するものを除く。） 産業廃棄物処分費用に関する事項 廃棄物処理施設の運営及び整備の総括に関する事項 廃棄物処理施設の新設、改良工事等（各清掃センターの所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項 廃棄物処理施設の処理技術の調査研究に関する事項 廃棄物処理施設の附属施設の総括に関する事項
〔新田清掃センター〕	管理係	廃棄物処分費用に関する事項 白根環境事業所に関する事項 処分地管理事務所に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設（破碎施設を含む。）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
〔白根環境事業所〕		廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項 廃棄物処分費用に関する事項 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
〔赤塚処分地管理事務所〕		赤塚埋立処分地及び小平方埋立処分地の管理運営に関する事項 廃棄物処分費用に関する事項
〔亀田清掃センター〕	管理係	廃棄物処分費用に関する事項 新津クリーンセンターに関する事項 亀田清掃センター附属施設に関する事項 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項

課(機関)	室・係(機関)	分掌事務
〔亀田清掃センター〕	施設第1係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		亀田清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物処理施設の調査に関する事項
		亀田一般廃棄物処理場に関する事項
	施設第2係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運営に関する事項
	〔新津クリーンセンター〕	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
〔巻清掃センター〕	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地、し尿処理施設）の運営に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地、し尿処理施設）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
〔舞平清掃センター〕	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の管理運営に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項

課(機関)	室・係(機関)	分掌事務	
廃棄物対策課	グループ制	一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項 (事業系一般廃棄物を除く。)	
		清掃事務所及び区役所の清掃業務の事務調整に関する事項	
		ごみの減量及び3Rの推進に係る事業の実施及び啓発に関する事項	
		環境美化の推進に関する事項	
	業務係	一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項	
		清掃事務所に関する事項	
		一般廃棄物処理手数料に関する事項(循環社会推進課の所管するものを除く)	
	廃棄物指導室	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項	
		産業廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項	
		産業廃棄物の収集運搬若しくは処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項	
		産業廃棄物に係る相談指導に関する事項	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項 (建築部建築行政課の所管するものを除く。)	
		使用済自動車の再資源化等に関する事項	
		一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項 (事業系一般廃棄物に限る。)	
		一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項	
		一般廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項	
(清掃事務所)		一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項	
		一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項	
		清掃作業用自動車の維持管理に関する事項	

○区役所(廃棄物関連の事務分掌)

- ・一般廃棄物の収集運搬に係る委託及び指導監督に関する事項
- ・一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- ・一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- ・一般廃棄物処理手数料に関する事項
- ・ごみの減量及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
- ・環境美化の推進に関する事項

3 人員

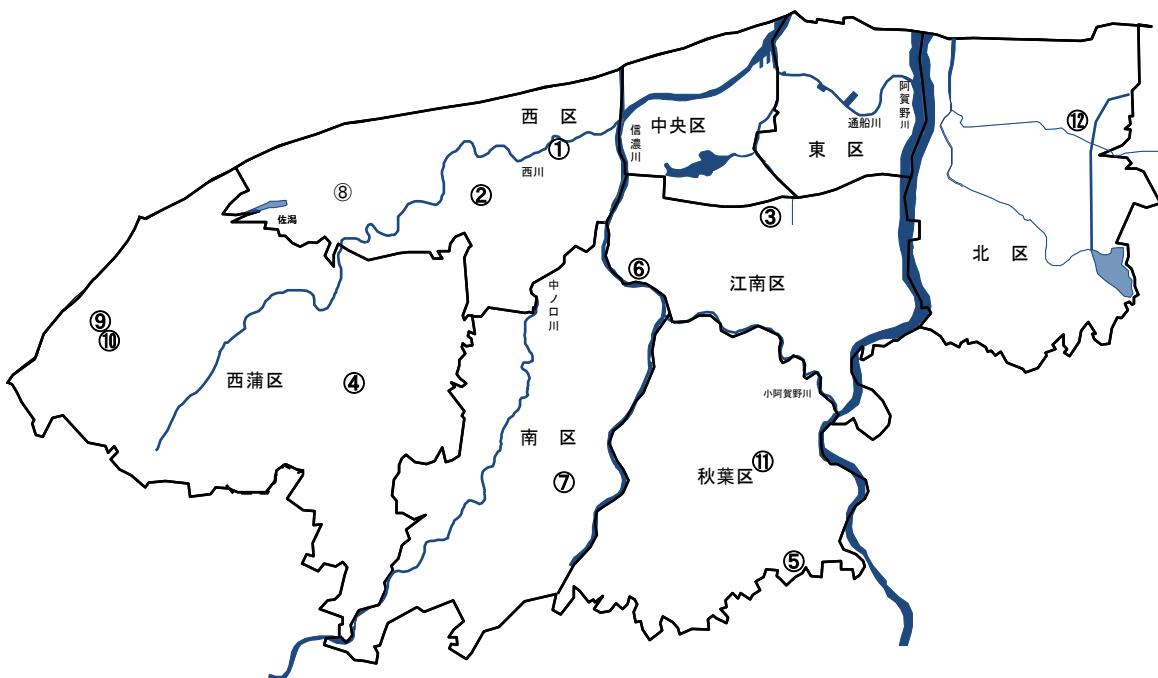
(令和7年4月1日現在)

職種名 所属・係名	管理監督職				事務	一般職員					会計年度任用職員	合計	
	部長	課長	課長補佐	主幹・係長		収集運搬	ごみ却立	焼碎	破立	埋立	中継		
環境部	1	1※											2
循環社会推進課	0	1	2	5	12	0	0	0	0	0	0	0	20
課長・課長補佐・主幹		1	2	1									4
管理グループ					1	4							5
企画グループ					1	4							5
技術グループ					1	2							3
整備グループ					1	2							3
新田清掃センター	0	0	1	4	2	0	2	3	5	1	0	6	24
所長				1									1
管理係					1	1							2
施設係					1			2	3				6
白根環境事業所					1	1					1		3
赤塚処分地管理事務所					1					5			7
亀田清掃センター	0	0	1	4	4	0	10	1	2	3	0	16	41
所長				1									1
管理係					1	4		1					12
施設第1係					1			5	1	2			10
施設第2係					1			4					3
新津クリーンセンター					1						3		4
卷清掃センター	0	0	1	2	1	0	3	0	0	0	1	1	9
所長				1									1
管理係					1	1							2
施設係					1			3			1	1	6
舞平清掃センター	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	12	2	18
所長				1									1
管理係					1	1							1
施設係					1						12	1	14
廃棄物対策課	0	1	3	5	15	37	0	0	0	0	0	13	74
課長・課長補佐			1	1									2
分別・美化グループ					2	6							5
業務係					1	3							1
廃棄物指導室				1	2	5							5
清掃事務所				1		1	37						41
合 計	1	3	9	22	35	37	15	4	7	4	13	38	188

※豊栄郷清掃施設処理組合への派遣職員

4 事務所・施設

(令和7年4月1日現在)



(1) 事務所

- ①清掃事務所
- ②新田清掃センター
- ③亀田清掃センター
- ④巻清掃センター
- ⑥舞平清掃センター
- ⑫豊栄郷清掃施設処理組合

(2) 焼却施設

- ②新田清掃センター
- ③亀田清掃センター
- ④鎧潟クリーンセンター
- ⑪豊栄環境センター

(3) 中間処理施設 (破碎・選別等)

- ②新田清掃センター
- ③亀田清掃センター

(4) 中継施設

- ⑤新津クリーンセンター
- ⑦白根環境事業所

(5) 埋立処分地

- ⑧第4赤塚埋立処分地
- ⑨福井埋立処分地

(6) し尿処理施設

- ⑥舞平清掃センター
- ⑩巻処理センター

(7) 下水道投入施設

- ⑪新津浄化センター
- し尿受入施設

(1) 事務所

事務所名	清掃事務所	新田清掃センター
所在 地	新潟市西区小新 2028 番地 1 TEL 025-266-5599 FAX 025-266-9408	新潟市西区笠木 3644 番地 1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417
敷地面積	13,450 m ²	52,436 m ²
建築面積	管理事務所 1,015 m ² 車庫 1,243 m ²	————
管理施設 ・設備等	・直営収集車両基地	・新田清掃センター (焼却施設、破碎施設) ・第4赤塚埋立処分地 ・白根環境事業所(中継施設)

事務所名	亀田清掃センター	巻清掃センター
所在 地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373	新潟市西蒲区鎧潟 12618 番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832
敷地面積	65,114 m ²	22,678 m ²
建築面積	————	————
管理施設 ・設備等	・亀田清掃センター (焼却施設、粗大ごみ処理施設) ・附属休憩所「田舟の里」 ・附属運動公園 ・太夫浜埋立処分地(第3期) ・新津クリーンセンター (中継施設) ・新津浄化センターし尿受入施設	・鎧潟クリーンセンター (焼却施設) ・福井埋立処分地 ・巻処理センター (し尿処理施設)

事務所名	舞平清掃センター	豊栄郷清掃施設処理組合
所在 地	新潟市江南区平賀 161 番地 1 TEL 025-280-3131 FAX 025-280-3133	新潟市北区浦ノ入 418 番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003
敷地面積	22,726 m ²	15,137 m ²
建築面積	————	————
管理施設 ・設備等	・舞平清掃センター (し尿処理施設) ・附属休憩所	・豊栄環境センター(焼却施設)

(2) 焼却施設

施設名	新田清掃センター焼却施設	亀田清掃センター	
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター	
所在地	新潟市西区笠木 3644 番地 1 TEL025-263-1416 FAX025-263-1417	新潟市江南区亀田 1835 番地 1 TEL025-382-4371 FAX025-382-4373	
敷地面積	52,436 m ²	65,114 m ²	
建築面積	6,505 m ²	10,207 m ²	
延床面積	11,934 m ²	24,329 m ²	
処理方式	ストーカ	流動床	
処理能力	330t/24h(110t/24h×3炉)	390t/24h(130t/24h×3炉)	
運営方式	公設民営方式(H24～R13年度)	運転一部委託※(H28～) ※夜間・土日祝・年末年始	
工 期	H20.7.1～H24.3.31	初期建設 H5.6.16～H9.3.15	基幹改良工事 DCS:H24.7.2～H25.3.15 改良:H25.12.20～H28.3.15
施工会社	JFE環境ソリューションズ㈱	㈱荏原製作所	荏原環境プラント㈱
建設費	13,206,585 千円	23,116,972 千円	5,766,158 千円 (計画支援・DCS工事含む)
国庫補助起債一般財源等	4,811,359 千円 7,280,300 千円 1,114,926 千円	3,389,159 千円 14,654,200 千円 5,073,613 千円	2,053,517 千円 2,835,300 千円 877,341 千円
付帯設備等	・発電 7,800kW ・電気抵抗式灰溶融炉 18t/24h×2炉(R3.12月停止) ・余熱利用施設「アクアパークにいがた」 ・破碎施設に防爆用蒸気を供給	・発電 5,500kW(改良前:5,100kW) ・粗大ごみ処理施設と一体 ・H24～H27に基幹改良工事実施 ・余熱利用施設「田舎の里」 ・附属運動公園	

施設名	鎧潟クリーンセンター	豊栄環境センター	
所管	巻清掃センター	豊栄郷清掃施設処理組合	
所在地	新潟市西蒲区鎧潟 12618 番地 TEL0256-76-2831 FAX0256-76-2832	新潟市北区浦ノ入 418 番地 TEL025-386-0909 FAX025-386-1003	
敷地面積	22,678 m ²	15,137 m ²	
建築面積	5,559 m ²	2,910 m ²	
延床面積	12,298 m ²	4,580 m ²	
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融	ストーカ	
処理能力	120t/24h(60t/24h×2炉)	130t/16h(40t/16h×2炉+50t/16h)	
運営方式	運転委託	直営	
工 期	H11.7.1～H14.3.20	S54.10.27～S55.12.30	
施工会社	新日本製鐵(㈱)	日立造船(㈱)	
建設費	8,002,050 千円	3,548,077 千円	
国庫補助起債一般財源等	2,046,895 千円 5,538,800 千円 416,355 千円	980,040 千円 2,275,000 千円 293,037 千円	
付帯設備等	・粗大ごみ用粗破碎機 ・発電 1,500kW ・リサイクルプラザ(R6.3月停止)	・可燃性粗大ごみ破碎設備 5t/5h ※建設費は3号炉(50t)増設費(H7、8)を含む ・H10、11 排ガス対策工事実施(40t×2炉)	

(3) 中間処理施設（破碎・選別等）

施設名	新田清掃センター破碎施設	亀田清掃センター 粗大ごみ処理施設
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木 3644 番地 1 TEL025-263-1416 FAX025-263-1417	新潟市江南区亀田 1835 番地 1 TEL025-382-4371 FAX025-382-4373
敷地面積	52,436 m ²	65,114 m ²
建築面積	4,932 m ²	10,207 m ²
延床面積	7,970 m ²	24,291 m ²
処理方式	豎型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機	横型回転式破碎機 剪断式破碎機
処理能力	170t/5h (85t/5h×2系 豊型高速) (5t/5h×1系 二軸低速)	50t/5h (45t/5h×1系 横型) (5t/5h×1系 剪断)
運営方式	運転委託	運転委託
工期	H9.7.3 ~ H12.3.15	H5.6.16 ~ H9.3.15
施工会社	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
建設費	8,097,000 千円	3,123,078 千円
国庫補助 起債 一般財源等	3,981,470 千円 3,820,000 千円 295,530 千円	704,149 千円 1,944,600 千円 474,329 千円
付帯設備等		・焼却施設と一体

(4) 中継施設（自己搬入ごみの中継施設）

施設名	白根環境事業所	新津クリーンセンター
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市南区臼井 2135 番地 1 TEL025-371-5070 FAX025-372-3708	新潟市秋葉区小口 1289 番地 1 TEL0250-22-0917 FAX0250-23-4641
敷地面積	6,892 m ²	13,256 m ²
建築面積	1,743 m ²	2,368 m ²
延床面積	3,174 m ²	3,644 m ²
運営方式	中継業務委託	中継業務委託
備考	・H24年度より一部中継施設化 (可燃ごみのみ中継) ・H31年度より中継施設化(全部)	・H28年度より中継施設化(全部)

(5) 埋立処分地

施設名	第4赤塚埋立処分地	福井埋立処分地
所管	新田清掃センター	巻清掃センター
所在地	新潟市西区東山123番地1 TEL025-239-2777 FAX025-264-3838	新潟市西蒲区福井2653番地 TEL0256-76-2831(巻清掃センター)
敷地面積	138,699 m ²	62,954 m ²
埋立面積	99,600 m ²	13,400 m ²
埋立容量	492,000 m ³	97,690 m ³
浸出水処理方式	流入調整+カルシウム除去+生物処理+砂ろ過+消毒	接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭
処理能力	320 m ³ /日	100 m ³ /日
運営方式	埋立作業委託・水処理直営	埋立作業・水処理委託
工期	H20.12.19 ~ H24.3.15	S57.12.1 ~ S58.8.31
施工	大成・本間・五十嵐・近藤・荏原JV (株)荏原製作所 新潟支店	福田・本間・水倉・久住JV 荏原エンジニアリングサービス(株)
建設費	4,348,620千円	540,817千円
国庫補助起債 一般財源等	1,275,655千円 2,554,700千円 518,265千円	126,469千円 384,800千円 29,548千円
用地費	982,710千円	204,767千円
付帯設備等		・掘起し用振動ふるい設備 ※H13年度整備、H28年度未停止

(6) し尿処理施設

施設名	舞平清掃センター	卷処理センター
所管	舞平清掃センター	卷清掃センター
所在地	新潟市江南区平賀 161 番地 1 TEL025-280-3131 FAX025-280-3133	新潟市西蒲区福井 79 番地 TEL0256-72-2835 FAX0256-72-2837
敷地面積	22,726 m ²	12,239 m ²
建築面積	4,231 m ²	1,684 m ²
延床面積	8,407 m ²	2,235 m ²
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理 汚泥再生 高温メタン発酵	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理
処理能力	149 k1/日	73 k1/日
し尿 浄化槽汚泥 その他の 生ごみ	58 k1/日 91 k1/日 1.8 t/日	12 k1/日 61 k1/日
運営方法	直営	運転委託
工期	H12.8.4 ~ H15.12.22	H22.9.30 ~ H24.3.15
施工会社	アタカ工業(株)	クボタ環境サービス・福田・加賀田 JV
建設費	5,528,970 千円	1,111,971 千円
国庫補助 起債 一般財源等	1,431,390 千円 3,093,100 千円 1,004,480 千円	253,673 千円 662,600 千円 195,698 千円
付帯設備等	・処理において発生するメタンガスを 熱源に利用した附属休憩所併設	・旧施設建屋を再利用し、設備を全面 更新するリニューアル工事(H22~23)

(7) 下水道投入施設

施設名	新津浄化センターし尿受入施設
所管	亀田清掃センター
所在地	新潟市秋葉区古田ノ内大野開 2 番地
敷地面積	流域下水道終末処理場（新潟県新津 浄化センター）内に設置
建築面積	232 m ²
延床面積	432 m ²
処理方式	希釈後新津浄化センターへ圧送
処理能力	55 k1/日（し尿・浄化槽汚泥） ※搬入日あたり
運営方式	運転委託
工期	H15.1.23 ~ H15.12.24
施工会社	(株)福田組、(株)大原鉄工所、 荏原実業(株)、神鋼電機(株)
建設費	178,949 千円
国庫補助 起債 一般財源等	0 千円 134,400 千円 44,549 千円
付帯設備等	・建設費は市負担分のみで、全体 工事費は 341,819 千円

第3章 事業費・原価・手数料

1 令和7年度当初予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	節又は付記	R7年度 a	R6年度 b	増減 (a-b)	主な 増減理由
使用料 及び 手数料	廃棄物処理施設附属休憩所使用料	12,519	10,507	2,012	使用料改定による増
	衛生施設財産使用料	4,908	1,137	3,771	アクアパーク新規徴収により
	ごみ処理手数料	910,966	929,997	△ 19,031	ごみ量減による指定袋販売数の減
	し尿処理手数料	92,600	97,715	△ 5,115	くみ取り世帯数の減
	廃棄物処分手数料	1,011,514	1,004,894	6,620	事業系・家庭系搬入量の増
	その他衛生手数料	4,312	7,133	△ 2,821	
国庫支出金	循環型社会形成推進交付金	15,017	6,006	9,011	新焼却施設整備事業費の増
	地方創生推進交付金	0	10,750	△ 10,750	喫煙所整備にかかる交付金の減
	物価高騰対応重点支援 地方創生推進交付金	9,616	0	9,616	賃金上昇に係る委託料増 に対する国の交付金
県支出金	衛生費補助金	11,256	2,491	8,765	組成調査実施による増
	衛生費委託金	215	223	△ 8	
財産収入	財産貸付料	915	892	23	
	物品売払収入	625,600	537,527	88,073	金属売払い単価の増
諸収入	過料	35	40	△ 5	
	清掃費受託事業収入	34,578	36,600	△ 2,022	
	雑 入	392,623	345,383	47,240	有償拠出金の増
市債	衛生債	1,852,500	15,400	1,837,100	新焼却施設整備に係る増
計		4,979,174	3,006,695	1,972,479	

(2) 歳出

(単位：千円)

項	目	R7年度 a	R6年度 a	増減 (a-b)	主な 増減理由
清掃費	清掃総務費	3,243,828	3,178,520	65,308	アクアパーク再開による増
	ごみ処理費	3,182,584	3,126,367	56,217	人件費増による単価の増
	し尿処理費	319,700	327,600	△ 7,900	契約台数による減
	清掃施設費	6,021,572	3,874,568	2,147,004	新田粗破碎設備設置による 増
計		12,767,684	10,507,055	2,260,629	

2 清掃事業費等の推移

(1) 清掃事業費決算額の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
諸 費	290	0	0	0	0
清掃総務費	3,306,327	3,301,588	3,158,524	3,010,898	3,025,247
ごみ処理費	3,051,816	3,076,167	3,091,928	3,103,506	3,121,453
し尿処理費	348,973	324,124	326,040	313,104	327,598
清掃施設費	4,063,063	4,085,806	4,036,486	4,164,542	4,019,857
計	10,770,469	10,787,685	10,612,978	10,592,050	10,494,155

(2) 清掃手数料決算額収入の推移（現年分）

(単位：千円)

区分	ごみ処理手数料(指定袋等)			し尿処理手数料			合計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
令和2年度	948,024	947,715	99.9%	111,046	106,969	96.3%	1,059,070	1,054,684	99.5%
令和3年度	1,003,248	1,002,288	99.9%	107,326	103,484	96.4%	1,110,574	1,105,772	99.5%
令和4年度	956,411	956,202	99.9%	100,797	97,281	96.5%	1,057,208	1,053,483	99.6%
令和5年度	927,438	926,863	99.9%	95,682	92,125	96.2%	1,023,120	1,018,988	99.5%
令和6年度	945,523	944,448	99.8%	90,980	87,708	96.4%	1,036,503	1,032,156	99.5%

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
廃棄物処分手数料 (許可・自己搬入ごみ)	949,024	970,734	990,980	996,131	997,968

3 原価

(1) 市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移

①ごみ

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
部門直接原価 (円)	収集運搬	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746	3,229,445,269
	処理	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	5,851,278,021	5,971,623,978
	焼却	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,672,291,877	3,714,957,980
	中間処理	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,596,928,135	1,668,312,278
	埋立	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009	588,353,720
計		10,192,590,155	9,953,227,591	9,629,069,890	9,089,680,767	9,201,069,247
年度末人口(人)		782,107	776,468	770,863	764,193	758,068
年度末世帯数(世帯)		344,086	345,882	347,756	349,561	351,362
市民1人あたり(円/人)	収集運搬	4,198	4,220	4,112	4,238	4,260
	処理	8,834	8,598	8,379	7,657	7,877
	焼却	5,399	5,476	5,339	4,805	4,901
	中間処理	2,684	2,306	2,254	2,090	2,201
	埋立	751	816	786	762	776
計		13,032	12,818	12,491	11,895	12,137
1世帯あたり(円/世帯)	収集運搬	9,543	9,474	9,116	9,264	9,191
	処理	20,079	19,302	18,573	16,739	16,996
	焼却	12,270	12,293	11,836	10,505	10,573
	中間処理	6,102	5,177	4,995	4,568	4,748
	埋立	1,707	1,833	1,742	1,665	1,674
計		29,622	28,776	27,689	26,003	26,187

②し尿

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集運搬(円)	348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000	327,597,600	
年度末人口(人)	782,107	776,468	770,863	764,193	758,068	
年度末世帯数(世帯)	344,086	345,882	347,756	349,561	351,362	
1人あたり(円/人)	446	419	423	410	432	
1世帯あたり(円/世帯)	1,014	941	938	896	932	

③し尿及び浄化槽汚泥

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理(円)	742,120,772	886,210,435	701,139,474	715,115,760	721,586,364	
年度末人口(人)	782,107	776,468	770,863	764,193	758,068	
年度末世帯数(世帯)	344,086	345,882	347,756	349,561	351,362	
1人あたり(円/人)	949	1,141	910	936	952	
1世帯あたり(円/世帯)	2,157	2,562	2,016	2,046	2,054	

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の住民基本台帳人口

(2) 重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移

①ごみ

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
部門 直接 原価 (円)	収集運搬	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746	3,229,445,269
	処理	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	5,851,278,021	5,971,623,978
	焼却	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,672,291,877	3,714,957,980
	中間処理	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,596,928,135	1,668,312,278
収集・ 処理量 (t)	埋立	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009	588,353,720
	収集運搬	173,519	167,944	166,692	158,037	153,353
	搬入(収集+直接搬入)	260,822	255,830	254,339	245,369	240,195
	処理	209,229	206,664	203,825	197,934	193,515
1t あたり (円/ t)	中間処理	53,371	49,831	48,622	45,471	44,797
	埋立	22,058	28,136	28,791	27,380	26,828
	収集運搬	18,924	19,512	19,017	20,491	21,059
	搬入(収集+直接搬入)	26,489	26,097	25,395	23,847	24,862
処理	焼却	20,180	20,574	20,194	18,553	19,197
	中間処理	39,338	35,933	35,729	35,120	37,242
	埋立	26,624	22,528	21,038	21,259	21,931

②し尿

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集運搬(円)		348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000	327,597,600
収集運搬量(kℓ)		14,029	13,365	12,953	11,930	11,571
1kℓあたり(円/kℓ)		24,875	24,342	25,171	26,245	28,312

③し尿及び浄化槽汚泥

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理(円)		757,282,015	886,210,435	701,139,474	715,115,760	721,586,364
処理量(kℓ)		85,074	85,877	85,724	85,344	82,516
1kℓあたり(円/kℓ)		8,901	10,320	8,179	8,379	8,745

4 手数料

(1) 処理手数料

①ごみ

区分		手数料の額	
市が収集する家庭系廃棄物 ※1	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大(45 リットル)	45 円/袋
		指定袋・中(30 リットル)	30 円/袋
		指定袋・小(20 リットル)	20 円/袋
		指定袋・極小(10 リットル)	10 円/袋
		指定袋・超極小(5 リットル) ※2	5 円/袋
	粗大ごみ	500 円券	500 円
		300 円券	300 円
		200 円券	200 円
		100 円券	100 円
動物の死体		1 個につき	2,200 円
施設に直接搬入する場合	家庭系	10 キログラムまでごとに	60 円
	事業系	10 キログラムまでごとに	130 円

※1：手数料収入は市民還元事業に活用（25 ページ参照）

※2：平成 20 年 10 月から取り扱い開始

② し尿

一般世帯 (定額制)	人頭割額	1 人につき月額	370 円
	回数料	月 1 回を超える場合 1 回につき	515 円
定額制により難いもの又は特別な事由があるもの（従量制） 18 リットルにつき			155 円

(2) その他手数料

①新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定するもの

区分		手数料の額 (1件あたり)
1	法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬許可申請手数料	9,300円
2	法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物収集運搬許可更新申請手数料	9,300円
3	法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料	9,300円
4	法第 7 条第 7 項の規定による一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	9,300円
5	法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料	9,300円
6	許可証再交付申請手数料	2,100円

②新潟市手数料条例に規定するもの

種類		金額 (1件あたり)
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 (1) 法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000円 110,000円
2	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 (1) 法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000円 100,000円

種類	金額 (1件あたり)
3 一般廃棄物の熱回収施設認定申請手数料 (1) 一般廃棄物の熱回収施設認定申請手数料 (2) 一般廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	33,000円 20,000円
4 一般廃棄物処理施設の譲受け（借受け）許可申請手数料	94,000円
5 一般廃棄物処理施設設置法人合併（分割）許可申請手数料	94,000円
6 2以上の事業者による産業廃棄物処理の認定に係る申請手数料 (1) 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料 (2) 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の変更認定申請手数料	147,000円 134,000円
7 産業廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料 (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (2) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 (3) 産業廃棄物処分業許可申請手数料 (4) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 (5) 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 (6) 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (8) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 (9) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 (10) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 (11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 (12) 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	81,000円 73,000円 100,000円 94,000円 71,000円 92,000円 81,000円 74,000円 100,000円 95,000円 72,000円 95,000円
8 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	140,000円 120,000円
9 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	130,000円 110,000円
10 産業廃棄物の熱回収施設認定申請手数料 (1) 産業廃棄物の熱回収施設認定申請手数料 (2) 産業廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	33,000円 20,000円
11 産業廃棄物処理施設の譲受け（借受け）許可申請手数料	94,000円
12 産業廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可申請手数料	94,000円
13 使用済自動車再資源化業許可申請等手数料 (1) 使用済自動車引取業者登録申請手数料 (2) 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 (3) 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料 (4) 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料 (5) 使用済自動車解体業許可申請手数料 (6) 使用済自動車解体業許可更新申請手数料 (7) 使用済自動車破碎業許可申請手数料 (8) 使用済自動車破碎業許可更新申請手数料 (9) 使用済自動車破碎業の変更許可申請手数料	3,000円 3,000円 5,000円 5,000円 78,000円 70,000円 84,000円 77,000円 67,000円

第4章 ごみ処理事業

1 「新潟市一般廃棄物処理基本計画」について

(1) 概要

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定などに基づき策定するもので、新潟市総合計画や新潟市環境基本計画などと整合を図り、廃棄物行政における総合的な指針として位置づけている。

現行の計画は令和2年3月に策定し、3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指すため「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、取り組みを進めることとしている。

中間目標年度に当たる令和6年度に、これまでの実績を踏まえ、ごみ排出量などの将来推計を再算出したうえで、新潟市清掃審議会における審議を経て、令和7年3月に見直しを行った。

(2) 数値目標

	平成30年度（実績）	令和6年度（中間目標）	令和12年度（最終目標）
数値目標	1人1日あたり ごみ総排出量	1,006g	977g (Δ 29g)
	1人1日あたり 家庭系ごみ量	488g	468g (Δ 20g)
	事業系ごみ排出量	79,186t	76,200t (Δ 2,986t)
	リサイクル率	26.4%	27.2% (+0.8%)
参考指標	最終処分量	24,261t	21,700t (Δ 11%)
	廃棄物分野の 温室効果ガス排出量	71,994t-CO ₂ /年	68,300t-CO ₂ /年 (Δ 5%)
	生ごみ量	85,346t	80,700t (Δ 5%)
	食品ロス量	35,950t	32,400t (Δ 10%)
	ごみに含まれる 資源化可能な紙類の割合	13.5%	13.4% (Δ 0.1%)
			12.4% (Δ 1.1%)

(3) 施策の視点

本計画の施策構成に、横断的な5つの視点を掲げます。

- ①環境 3Rの取り組み推進による環境負荷の低減
- ②協働 市民・事業者・市の連携による仕組みづくり
- ③安心 市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり
- ④啓発 対象を意識した情報提供と提供手段の充実
- ⑤効率 費用対効果を考慮した効率的な施策の推進

2 経緯及び現況

(1) 経緯

平成合併前の旧新潟市では、昭和39年開催の「新潟国体」を一つの契機として「きれいなまちづくり運動」を展開するとともに、それまでの収集用共同箱を廃止し、現在のようなポリ袋による定期回収（週3回）を確立した。

その後、プラスチック類が急増し、ごみの混合収集が焼却施設の管理面から困難となつたため、昭和51年、プラスチック類を含む不燃ごみを「分別ごみ」として収集を開始した。また、廃乾電池等に起因する有害物質の影響が社会問題化したため、昭和60年度から「有害ごみ」として分別収集を開始し、「普通ごみ」、「分別ごみ」、「粗大ごみ」と併せ4分別収集を行ってきた。

埋立処分地の延命化、生活環境の保全と資源の有効活用の観点から、「びん・缶」と「プラスチック」を資源物として収集する6分別収集を平成8年度から西新潟地区で、平成9年度からは全市で開始するとともに、びん・缶の選別施設と啓発施設を併せ持つ資源再生センター（愛称：エコープラザ）、燃えないごみなどの資源化を図る新田清掃センター破碎施設を整備した。

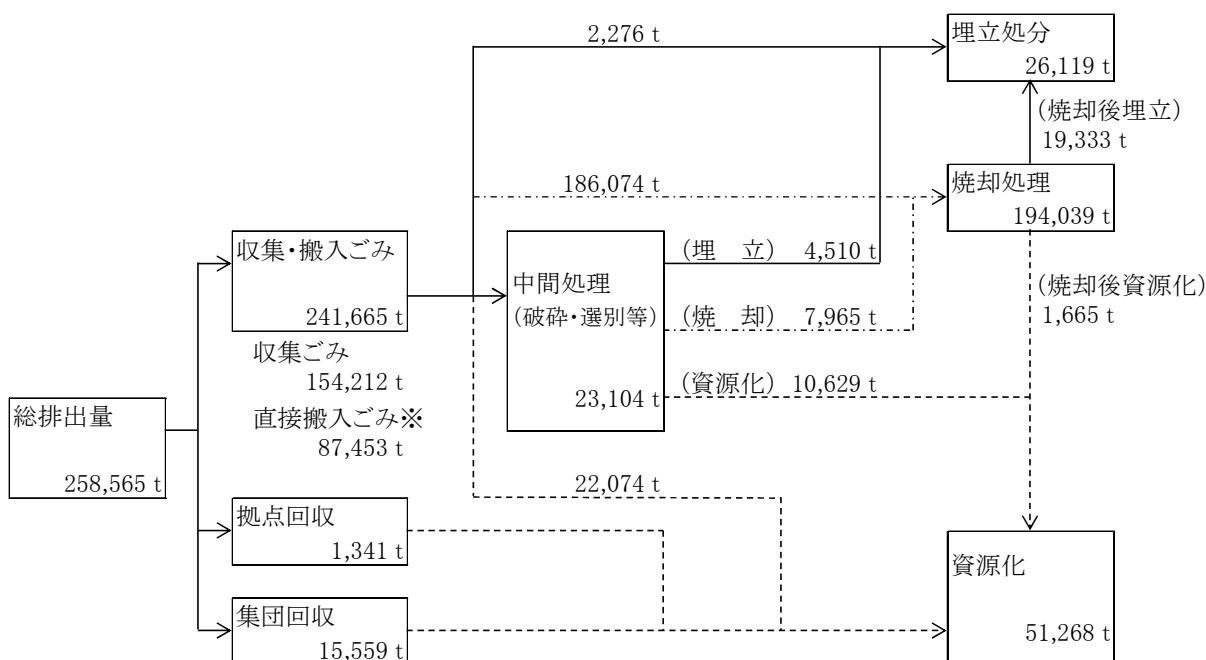
平成12年度に黒埼町、平成16～17年度に近隣13市町村と合併したが、ごみの収集・処理方法、手数料の金額等は、合併前の各市町村の制度を継続していた。

平成20年6月に制度を統一し、家庭系ごみは10種13分別（巻広域は8種11分別、平成24年度からは9種12分別）への変更と有料指定袋制などを導入した。事業系ごみは10分別の指針の策定と処理手数料の全市統一を行った。

平成30年4月には巻広域地区も10種13分別へと変更し、家庭系ごみの分別についても全市統一を行った。

市民・事業者・市が協働して、さらなるごみの減量とリサイクルの推進を図っている。

(2) 令和7年度ごみ処理計画フロー



3 ごみ減量制度

(1) 10種13分別による高品質なリサイクルの推進

10種13分別により可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを推進している。

平成22年4月からは「飲食用びん」に「化粧品びん」も出せることとし、「飲食用・化粧品びん」として収集を開始、平成24年4月から巻広域において「プラスチック製容器包装」の分別を開始した。

平成25年4月から紛らわしさを解消するため「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定5品目」と別の呼び名を変更した。

① 分別区分等

(令和7年4月1日現在)

区分	ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等
ご み	燃やすごみ	厨芥類、皮革類など	週3回	ごみ集積場方式 有料(指定袋)
	燃やさないごみ	金属類、ガラス類など	月1回	
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集 有料(シール)
資 源 物	プラマーク容器包装	カップ・パック類、トレイ類など	週1回	ごみ集積場方式 無料
	ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回	
	古紙類	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック	月2回	
	飲食用・化粧品びん	飲食用・化粧品のびん	月2回	
	飲食用缶	飲食用の缶	月2回	
	枝葉・草※	剪定した枝・木など	週1回	
	特定5品目	乾電池類、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類	月1回	

※1月、2月は冬期間のため収集はなし

② ごみ集積場数

合計 16,520 か所

(令和7年4月1日現在)

北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
1,386	2,698	3,964	892	1,543	1,387	3,432	1,218

③ 収集主体及び搬入施設

(令和7年4月1日現在)

区分	収集主体	搬入施設
燃やすごみ	委託 直営	<input type="radio"/> 新田清掃センター <input type="radio"/> 亀田清掃センター <input type="radio"/> 鎧潟クリーンセンター <input type="radio"/> 豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター
燃やさないごみ	委託	<input type="radio"/> 新田清掃センター
粗大ごみ	委託	<input type="radio"/> 新田清掃センター <input type="radio"/> 亀田清掃センター
プラマーク容器包装	委託	<input type="radio"/> 民間処理施設
ペットボトル	委託	<input type="radio"/> 民間処理施設
飲食用・化粧品びん	委託	<input type="radio"/> 鎧潟クリーンセンター（一時保管） <input type="radio"/> 民間処理施設
飲食用缶	委託	<input type="radio"/> 鎧潟クリーンセンター（一時保管） <input type="radio"/> 民間処理施設
特定5品目	委託	<input type="radio"/> 新田清掃センター（処理・一時保管） <input type="radio"/> 亀田一般廃棄物処理場（処理・一時保管）
古紙類	委託	<input type="radio"/> 民間処理施設
枝葉・草	委託	<input type="radio"/> 第4赤塚埋立処分地（一時保管） <input type="radio"/> 亀田一般廃棄物処理場（一時保管） <input type="radio"/> 白根環境事務所（一時保管）

④ 自己搬入ごみの搬入施設

(令和7年4月1日現在)

区分	対象地域	搬入施設
燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ	全市	新田清掃センター
		亀田清掃センター
		新津クリーンセンター
		白根環境事業所
	西区（四ツ郷屋地区に限る）、西蒲区	鎧潟クリーンセンター
	北区（豊栄地区の事業系ごみは、 豊栄環境センターに限る）	豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター

(2) 有料指定袋等導入によるごみ減量

ごみの減量とリサイクルの推進および分別徹底の観点から、従来、地域で異なっていたごみ処理手数料を平成20年6月の制度統一により、家庭系ごみの「燃やすごみ（巻広域は普通ごみ（※平成30年3月末で廃止））」「燃やさないごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は処理券により、それぞれ有料とした。

事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみ集積場への排出を禁止している。排出抑制・リサイクルの推進を図るため、市の処理施設へ搬入する場合の手数料は、重量に応じた単純従量制とした。

(3) ごみ処理手数料収入の市民還元

家庭系ごみ有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製等経費を差引いた手数料収入については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興及び未来投資に向けた取り組みに資するよう市民に還元することとしている。

令和7年度 ごみ処理手数料の市民還元事業

事業名	事業概要
(1) 資源循環型社会促進策	
①分別意識の向上と啓発	情報紙「サイチョープレス」の発行など
②食品ロス削減推進事業	食品ロス削減に向けた啓発活動や、食品関係事業者と連携した取り組みの実施
③クリーンにいがた推進員育成事業	クリーンにいがた推進員を選定した自治会等へ協力金の支払い、研修会など
④ごみ集積場設置等補助金	ごみ集積場設置などへの補助
⑤地域清掃活動費等補助金	環境美化活動への助成
⑥不法投棄・違反ごみ対策	監視カメラや看板の設置、廃家電や処理困難物の不法投棄対策
⑦古紙資源化の一層の推進	集団資源回収奨励金、古紙行政収集地域活動支援金の交付など
⑧家庭系生ごみ減量化の推進	生ごみ処理器の購入費補助、段ボールコンポストの普及啓発など
⑨古布・古着の拠点回収費	市民から持ち込まれる古布・古着を拠点で回収
(2) 地球温暖化対策	
⑩環境教育・環境学習等に対する支援	環境学習コンテンツの作成、環境教育の支援など
⑪高性能省エネ住宅普及事業	市民への認知度向上のためのセミナーの実施
⑫防犯灯（LED灯）設置補助金 ※市民生活部所管	LED灯などの環境配慮型防犯灯への補助
(3) 地域コミュニティ活動の振興	
⑬ごみ出し支援	ごみ出しが困難な世帯に対する支援活動への助成
⑭地域活動への支援（地域活動補助金等） ※市民生活部所管	地域課題の解決を図る活動などへの支援
(4) 未来投資に向けた取り組み	
⑮持続可能な社会に向けた人材育成と実践	小中学校での環境学習の授業支援
⑯環境優良事業者等認定制度	3Rの推進・脱炭素化・食品ロス削減に貢献する市内企業や団体を認定

(4) 市民・事業者・市による協働の取り組み

ごみの減量・リサイクルの推進を図るため、市民・事業者・市が一体となった取り組みを推進している。

① クリーンにいがた推進員制度

地域において、3R、適正な分別排出、環境美化の促進及び普及啓発を図るため、リーダーとしての役割を担う推進員を各自治会等に設置する制度で平成20年2月から開始した。

ア 活動内容

- 地域住民に対するごみの分別及び再生利用の促進に関する指導・助言
- 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発
- 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整
- 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力

イ クリーンにいがた推進員数 5,658人(令和7年3月末現在)

② ごみ出し支援事業

ア 内容

高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対してごみ出しの支援を行う団体に、支援金を交付している。

イ 登録団体数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	252	270	290	309	339
助成額(円)	7,533,000	7,909,950	8,131,050	8,236,650	8,304,900

③ 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

平成27年度にこれまでの「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」を改訂し「事業系廃棄物処理ガイドライン」を策定した。排出事業者が事業系ごみの分別と資源化に取り組めるよう、制度の普及に努めている。

ア 新潟市環境優良事業者等認定制度

環境分野におけるさまざまな課題解決に向け、SDGsの環境関連のゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む市内事業者等を環境優良事業者として認定し、その活動を広く周知している。令和3年7月から「3R推進部門」「ゼロカーボン部門」、令和4年4月から「食品ロス削減部門」を開始。

※前身制度：平成5年～ごみ減量化・資源化協力店制度

平成25年～新潟市3R優良事業者認定制度

環境優良事業者等認定数（累計）

部門		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3R推進部門	事業者	26	57	66	73	74
	事業所	93	160	216	243	381
ゼロカーボン部門	事業者	-	3	5	6	5
	事業所	-	4	8	9	8
食品ロス削減部門	事業者	-	-	10	12	12
	事業所	-	-	164	186	186

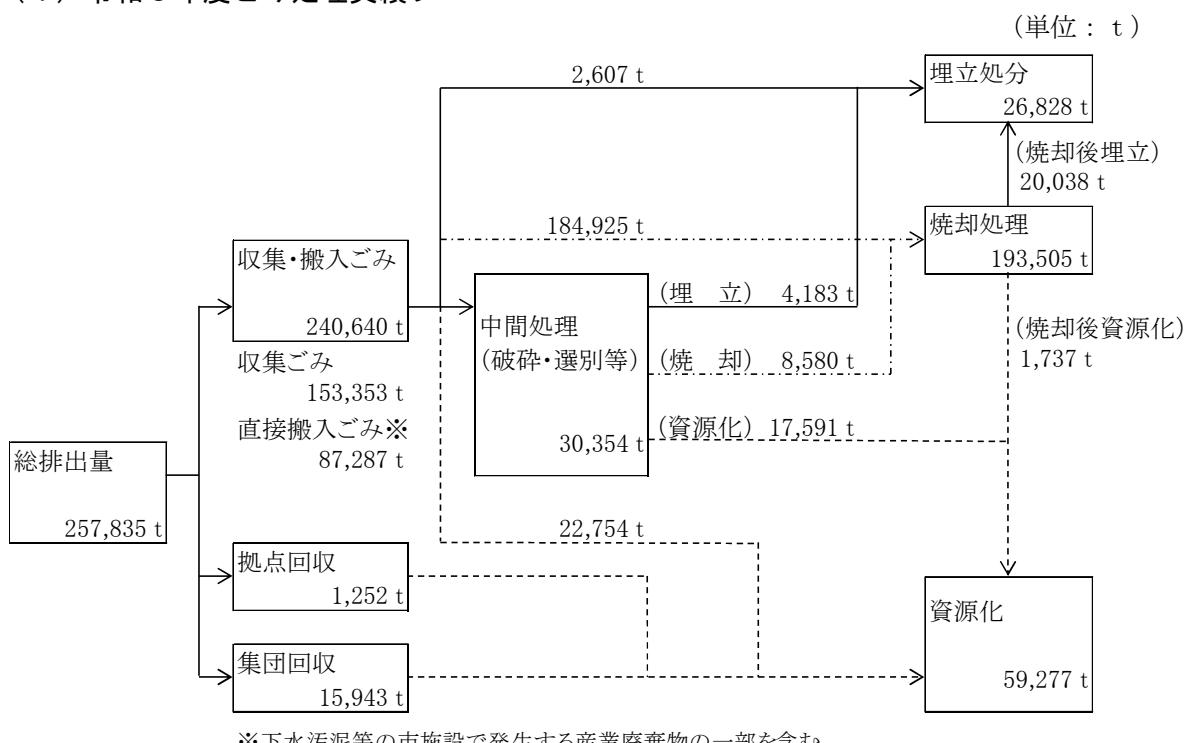
イ 「事業系廃棄物処理ガイドライン」に基づく適正処理指導

市の処理施設では、びん・缶・廃プラスチック類等の産業廃棄物及び古紙類に対する搬入規制を行っている。

また、事業用大規模建築物等への訪問指導を行い、事業系廃棄物処理ガイドラインを周知し、事業系ごみの減量に努めている。

4 ごみ収集処理実績

(1) 令和6年度ごみ処理実績フロー



(2) 収集ごみの推移

(単位: t)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やすごみ	124,181	121,850	119,535	113,750	109,936
燃やさないごみ	4,140	3,867	3,481	3,397	3,206
粗大ごみ	3,371	3,305	3,073	2,876	2,608
マーク容器包装	8,315	8,162	7,933	7,660	7,457
ペットボトル	1,324	1,391	1,410	1,423	1,409
飲食用・化粧品びん	6,010	5,863	5,613	5,450	5,193
飲食用缶	1,985	1,919	1,856	1,763	1,680
古紙類	5,374	5,478	7,167	6,779	6,541
枝葉・草	18,390	15,697	16,226	14,545	14,940
特定5品目	429	412	398	394	383
計	173,519	167,944	166,692	158,037	153,353
指数 (平成19年度=100)	77	75	74	70	68

(3) 直接搬入ごみの推移

(単位: t)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系	直接搬入 計	14,437	13,656	12,872	12,592	12,604
	可燃ごみ	5,117	4,828	4,731	4,640	4,525
	不燃ごみ	8,748	8,338	7,620	7,439	7,583
	資源 ※2	572	490	521	513	496
事業系	許可 計	68,735	70,004	70,319	70,507	69,950
	可燃ごみ	67,059	68,228	68,620	68,825	68,370
	不燃ごみ	1,579	1,692	1,656	1,682	1,580
	資源 ※3	97	84	43		
合計	直接搬入 計	4,752	4,899	5,013	4,726	4,733
	可燃ごみ	2,025	2,005	2,106	2,020	2,094
	不燃ごみ	2,263	2,403	2,393	2,213	2,194
	資源 ※3	464	491	514	493	445
		87,924	88,559	88,204	87,825	87,287
合計	可燃ごみ	74,201	75,061	75,457	75,485	74,989
	不燃ごみ	12,590	12,433	11,669	11,334	11,357
	資源	1,133	1,065	1,078	1,006	941

※1 市民が直接、廃棄物処理施設に搬入したごみ(減免分含む)

※2 市民が直接、廃棄物処理施設に搬入した資源(枝葉・草など)

※3 事業系資源とは、食品残渣の堆肥化・飼料化量(令和元年6月より飼料化中止)

(4) 令和6年度焼却施設搬入量内訳

(単位: t)

区分	計	新田清掃センター	亀田清掃センター	鎧潟クリーンセンター	豊栄環境センター
収集	109,936	40,601	55,617	7,107	6,611
直接搬入	74,989	36,735	27,888	5,522	4,844
残渣等	8,580	2,809	4,969	798	4
合計	193,505	80,145	88,474	13,427	11,459

※白根環境事業所(中継施設)に搬入された直接搬入ごみは、新田清掃センターの直接搬入に含めている。

※新津クリーンセンター(中継施設)に搬入された直接搬入ごみは、亀田清掃センターの直接搬入に含めている。

(5) 令和6年度埋立処分地搬入量内訳

(単位: t)

区分	計	第4赤塚埋立処分地	福井埋立処分地
収集	0	0	0
直接搬入	2,607	2,607	0
残渣等	24,221	23,650	571
合計	26,828	26,257	571

※災害廃棄物479t除く

(6) 令和6年度中間処理（破碎・選別等）施設搬入量内訳 (単位: t)

区分	計	粗大ごみ・不燃ごみ・特定5品目 破碎・選別施設	プラマーク 容器包装 ・ペットボトル 選別施設	飲食用缶 選別施設	飲食用・化粧品 びん 選別施設
収集	21,604	5,972	8,759	1,680	5,193
直接搬入	8,750	8,750	0	0	0
他中間処理施設※	0	10	-7	-123	120
計	30,354	14,732	8,752	1,557	5,313
焼却残渣	8,580	7,606	762	73	139
埋立残渣	4,183	4,149	1	3	30
資源化	17,591	2,977	7,989	1,481	5,144

※ マイナスの数値は、中間処理残渣を他中間処理施設で処理した量を表す(中間処理量の二重計上をしないため)

(7) 令和6年度資源化量内訳 (単位: t)

区分	計	プラスチック類	ペットボトル	ガラス類	金属類	古紙類	枝葉・草	有害物	その他
焼却処理後資源化	1,737	0	0	0	836	0	0	0	901
中間処理後資源化	17,591	6,799	1,190	5,153	4,126	0	0	0	323
直接資源化	39,949	0	894	0	0	22,821	15,389	280	565
合計	59,277	6,799	2,084	5,153	4,962	22,821	15,389	280	1,789

(8) 一般廃棄物処理基本計画の数値目標等に係る実績

実績の区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
数値目標	1人1日あたり ごみ総排出量 ※1	g	990	978	968	935	922
	1人1日あたり 家庭系ごみ量 ※2	g	505	496	487	467	457
	事業系ごみ排出量 ※3	t	71,161	72,272	72,659	72,757	72,171
	リサイクル率 ※4	%	26.4	24.4	23.6	23.1	23.0
参考指標	最終処分量	t	22,058	28,136	28,791	27,381	26,824
	廃棄物分野の 温室効果ガス排出量 ※5	t-CO ₂	72,738	74,911	74,491	74,433	73,080
	生ごみ量	t	82,297	68,939	68,373	65,998	64,468
	食品ロス量 ※6	t	34,513	27,053	26,893	22,398	21,918
	ごみに含まれる 資源化可能な紙類の割合	%	13.5	13.6	13.6	12.7	12.7

※1 全てのごみの合計 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 (燃やすごみ + 燃やさないごみ + 粗大ごみ + 直接搬入ごみ (有料分)) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ + 資源物)

※4 資源化量 ÷ 総排出量

※5 焼却処理による排出量 + 廃棄物処理施設での燃料等の使用による排出量

※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

(9) ごみ排出量・資源化量・リサイクル率の推移

(単位:t)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口		789,715	784,251	778,717	772,388	766,259
ごみ	燃やすごみ	124,181	121,850	119,535	113,750	109,936
	燃やさないごみ	4,140	3,867	3,481	3,397	3,206
	粗大ごみ	3,371	3,305	3,073	2,876	2,608
	計	131,692	129,022	126,089	120,023	115,750
収集	資源	8,315	8,162	7,933	7,660	7,457
	ペットボトル	1,324	1,391	1,410	1,423	1,409
	飲食用・化粧品びん	6,010	5,863	5,613	5,450	5,193
	飲食用缶	1,985	1,919	1,856	1,763	1,680
	特定5品目	429	412	398	394	383
	古紙類	5,374	5,478	7,167	6,779	6,541
	枝葉・草	18,390	15,697	16,226	14,545	14,940
	計	41,827	38,922	40,603	38,014	37,603
	計	173,519	167,944	166,692	158,037	153,353
家庭系ごみ	集団回収	古紙類	22,084	21,811	18,716	17,140
		その他	56	29	24	21
		計	22,140	21,840	18,740	17,161
家庭系ごみ	抛点回収	古紙類	721	659	577	522
		ペットボトル	786	796	799	777
		乾電池	60	56	58	58
		古布・古着	36	0	0	0
		廃食用油	73	79	46	0
		使用済小型家電	33	31	28	28
		計	1,709	1,621	1,508	1,385
集団回収・抛点回収計		23,849	23,461	20,248	18,546	17,195
家庭系直接搬入量	可燃ごみ	有料	5,062	4,784	4,714	4,601
		無料	55	44	17	39
		計	5,117	4,828	4,731	4,640
	不燃ごみ	有料	8,681	8,264	7,550	7,326
		無料	67	74	70	113
		計	8,748	8,338	7,620	7,439
	資源物		572	490	521	513
合計		14,437	13,656	12,872	12,592	12,604
合計		211,805	205,061	199,812	189,175	183,152
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	67,059	68,228	68,620	68,825
		直接搬入	1,633	1,551	1,628	1,531
		公共ごみ	392	454	478	489
		計	69,084	70,233	70,726	70,845
事業系ごみ	不燃ごみ	許可	1,113	1,251	1,209	1,250
		直接搬入	253	248	222	215
		公共ごみ	35	38	35	29
		計	1,401	1,537	1,466	1,494
直接埋立	直	許可	466	441	447	432
	接	直接搬入	638	553	533	504
	埋	公共ごみ	1,337	1,564	1,603	1,465
	立	計	2,441	2,558	2,583	2,401
	資源物		561	575	557	493
	合計		73,487	74,903	75,332	75,233
ごみ総排出量		285,292	279,964	275,144	264,408	257,835
資源化量		75,231	68,239	64,823	61,068	59,277
リサイクル率		26.4%	24.4%	23.6%	23.1%	23.0%

5 ごみ質分析

(1) 令和6年度可燃物の分析

試料採取場所		新田清掃センター	亀田清掃センター	鎧潟クリーンセンター	豊栄環境センター
ごみの種類組成	紙類 (%)	38.8	38.2	53.6	51.0
	ビニール・皮革類等 (%)	19.9	27.6	20.6	21.5
	繊維類(布類) (%)	10.9	15.7	(紙類に含む)	(紙類に含む)
	木・竹・わら (%)	6.1	6.4	5.4	17.6
	厨芥類 (%)	16.7	7.1	12.8	8.0
	不燃物類 (%)	1.0	2.5	5.5	1.5
	その他 (%)	6.8	2.6	2.2	0.4
嵩比重 (t/m ³)		0.308	0.138	0.100	0.100
3成分	水分 (%)	55.7	41.2	55.8	39.9
	灰分 (%)	4.8	5.7	6.2	4.3
	可燃分 (%)	39.5	53.1	37.8	55.8
低位発熱量(実測値) (kcal/kg)		1,418	2,812	1,378	2,270
調査回数 (回)		12	12	4	4

(2) 粗大ごみの受付個数の推移

(単位：個)

品目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家電類	オーディオ機器	1,583	1,440	1,114	1,073
	こたつ	3,839	3,624	3,379	3,078
	照明器具	1,988	1,890	1,840	1,682
	炊飯器	668	666	628	625
	扇風機	3,236	3,140	2,951	2,736
	掃除機	3,062	3,068	2,913	2,703
	電子レンジ	6,015	5,626	5,097	4,838
	その他家電	6,567	6,096	5,532	5,049
小計		26,958	25,550	23,454	21,784
家具類	カーペット類	12,375	12,033	11,299	10,711
	カーテン・ブラインド等	3,590	3,451	3,128	3,130
	机・椅子	41,607	39,777	36,994	36,104
	たんす	7,316	7,320	7,029	7,186
	棚	6,351	6,251	6,050	6,351
	その他収納家具	29,834	28,816	27,047	26,381
	その他	20,362	20,333	18,859	18,380
小計		121,435	117,981	110,406	108,243
寝具	スプリングマットレス	5,469	5,271	5,265	5,264
	ベッド類	5,927	5,533	5,329	5,109
	マットレス	6,633	6,547	6,382	5,891
	布団・毛布等	35,169	33,596	31,825	29,821
	座布団	1,819	1,787	1,802	1,810
	小計	55,017	52,734	50,603	47,895
スポーツ用品	自転車(電動含む)	12,619	10,999	9,208	7,539
	ゴルフ用具	1,460	1,336	1,272	1,177
	スキー用具	1,707	1,455	1,288	1,142
	その他	2,343	2,125	2,161	1,909
	小計	18,129	15,915	13,929	11,767
アウトドア用品		1,694	1,478	1,329	1,166
健康用具(マッサージ機等)		2,538	2,451	2,293	2,251
ガス・石油器具(コンロ・ストーブ等)		14,305	11,988	10,170	8,866
子ども用品		5,084	4,650	4,187	3,916
ペット用品		1,611	1,614	1,515	1,489
園芸用品		1,934	2,074	2,162	1,802
楽器		847	786	755	722
その他		44,850	44,611	42,788	40,807
合 計		294,402	281,832	263,591	250,708
					249,364

第5章 減量・資源化、環境美化

1 減量・資源化事業

(1) 集団資源回収事業

本市では、昭和 53 年 4 月から市民運動として自治会・婦人会等を対象にした集団資源回収運動を提唱し、地域のリサイクル活動を推進してきた。

さらなる活動の拡大を図るため、平成 5 年 6 月に奨励金制度を創設し、回収量 1kgあたり 3 円の奨励金交付を開始した。その後、平成 7 年には 4 円、平成 9 年には 5 円に奨励金を引き上げ、平成 13 年 4 月には、古紙を重点的に回収するため 6 円に引き上げ、びん・缶の奨励金交付を廃止した。

また、回収に必要な看板の譲与や倉庫への補助等を実施している。

① 登録団体数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団 体 数	1,830	1,831	1,826	1,828	1,830

② 回収実績

(単位:t)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古 紙 類	新聞	11,027	10,808	9,598	8,443
	雑誌	5,006	5,033	4,445	4,475
	段ボール	6,049	5,968	4,673	4,222
	牛乳パック	2	2	0.5	1
	古繊維	56	29	24	21
	小計	22,140	21,840	18,741	17,162
奨 励 金 額	132,840千円	131,039千円	112,442千円	102,969千円	95,658千円

(2) 資源物の拠点回収事業

行政収集や集団資源回収を補完し、幅広くリサイクルの受け皿を確保するため、次とのおり資源物の拠点回収を実施している。

① 古紙類

平成 12 年 8 月から開始。現在は公共施設の他にも、令和 6 年 4 月から協定を締結した民間事業者でも回収している。

② ペットボトル

平成 9 年 6 月から公共施設等で回収を開始。その後、スーパー・マーケットを加え回収している。

③ 乾電池

平成 20 年 6 月からスーパー・マーケット等で回収している。

④ 古布・古着

平成 22 年 4 月にモデル事業として回収を開始。令和 6 年 4 月からは公共施設の他にも、協定を締結した民間事業者でも回収している。

⑤ 使用済小型家電

平成 24 年 6 月にモデル事業としてボックスによる回収を開始。現在は、対面や宅配便による回収もしている。

拠点回収量の推移及び令和6年度末拠点数 (単位:t)

区分	回収量					拠点数 (R7.3.31)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
古紙類※1	722	659	578	521	449	10か所
ペットボトル	783	796	799	777	787	106か所
トレイ※2	3	0	0	0	0	0か所
乾電池	60	56	58	58	56	86か所
古布・古着※1、3	36	0	0	0	103	9か所
使用済小型家電	33	31	28	28	28	43か所
計	1,637	1,542	1,463	1,384	1,423	254か所
(参考) 使用済小型家電 回収	宅配便※4 ピックアップ※5	28 481	24 521	22 478	22 430	20 322

※1:令和6年度からの回収量・拠点数については、民間協定先を含む

※2:令和3年度よりトレイの拠点回収終了

※3:新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月から令和6年3月まで休止

※4:平成27年9月協定締結、10月から開始

※5:平成24年12月27日から、各清掃センターへ搬入されたものからピックアップ回収を開始

(3) 家庭系生ごみの減量・リサイクル

ごみ全体の減量及び資源循環推進のため、大きな割合を占める生ごみの減量・リサイクルが重要であることから、重点的に取り組みを行っている。

① 家庭用生ごみ処理器の購入費補助

一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進し、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ処理器の購入費の2分の1を補助している。コンポスト容器・EMボカシ容器は上限3千円。電動生ごみ処理機は上限2万円。

平成15年度に電動生ごみ処理機の補助制度を開始した。平成25年度からは、コンポスト容器・EMボカシ容器について減額販売から補助制度へ移行した。

(単位：基・台)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト容器	67	66	55	33	31
EMボカシ容器	33	18	24	11	5
電動生ごみ処理機	95	87	101	106	117

② 乾燥生ごみ拠点回収事業

マンション世帯などへの電動生ごみ処理機の普及を図るため、市内9か所（令和7年4月1日現在）の拠点で乾燥生ごみを回収、舞平清掃センターで堆肥化を行っている。堆肥は希望者に無料配布している。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
持込件数(件)	634	285	236	220	185
回収量 (kg)	2,880	1,037	873	750	578

③ 地域における生ごみ堆肥化活動支援

地域における生ごみを回収して堆肥化し、その堆肥で育った作物を消費することで、食品（生ごみ）の地域資源循環ルートを構築し、生ごみの減量を図る取り組み。

江南区・南区・西蒲区の3か所に生ごみ処理機を設置し、地域での生ごみ堆肥化活動を推進してきた。令和2年6月に南区、令和6年3月に西蒲区の拠点を廃止し、江南区1か所で活動を継続している。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
累計会員数（人）	207	214	225	226	228
年度末会員数（人）	177	180	194	195	190
回収量（kg）	4,200	3,789	3,524	3,095	1,939

④ 段ボールコンポストの普及

家庭から排出される生ごみの減量・資源化を推進する手法のひとつとして、家庭で手軽に取り組める段ボールコンポストの普及を図るため、平成27年10月から市オリジナルの段ボールコンポスト「サイチョのマジックダンボール」の製作・販売を行っている。購入者のリピート用に、基材のみの販売も行っている。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
販売数	セット	359	445	375	396
	基材	102	199	185	204
					149

（4）学校給食残渣の資源化

直営給食実施の各学校・幼稚園や給食センターから排出される給食残渣の資源化に取り組んでいる。残渣は、舞平清掃センター及び民間施設で堆肥化し、舞平清掃センターの堆肥は市民に無料配布、民間施設の堆肥は直接取引や地元農協を通じて農家などへ販売されている。

① 令和6年度 給食実施校と給食残渣資源化の状況

(単位：校・園)

区分	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	合 計
給 食 実 施 校	11	106	29	2	148
堆 肥 化	11	106	29	2	148

② 学校給食残渣の搬入量の推移

(単位：t)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
堆肥化	舞平清掃センター	196	222	237	231
	民間施設	268	247	278	256
合 計	464	469	515	487	464

(5) 食品ロス削減の取り組み

世界的な課題となっている食品ロス削減について、市民や事業者・関係団体等と協働して取り組んでいる。

① にいがた市エコレシピコンテスト

残りがちな料理のアレンジや食材を上手に丸ごと使い切るレシピなど、食品ロス削減につながるレシピを市民から募集し、入賞レシピを広報している。

② 20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動

宴会が始まってからの 20 分と、終わる前の 10 分は、自分の席について料理を食べ切り、食べ残しをゼロにしようという社会運動。事業者から排出される食べ残しによる食品ロスを削減する目的で、啓発用資材を飲食店に配布するなどにより周知を行っている。

③ てまえどり

消費者の日頃の買い物の中で、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を行ってもらうことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する。消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進する帯レールPOPを作成し、市内小売店舗に提供している。

④ フードシェアリング・インターんシップ

食品ロス削減に対する意識の向上、未利用食品の有効活用及び食品ロス削減に向けた消費行動への変容を促すことを目的に、株式会社クラダシ（東京都品川区）と「食品ロス削減に関する連携協定」を締結（R4.3.31）し、フードシェアリング普及を推進している。また、一次産品の収穫支援等を行う、社会貢献型インターんシップ「クラダシチャレンジ」を実施している。

⑤ フレッシュフードシェア

市内で発生する生鮮食品の廃棄量削減と子どもの居場所づくりを行うこども食堂支援を目的に、直売所の売れ残りや規格外などの理由から廃棄されている野菜等を拠点に集め、市内のこども食堂に提供するフレッシュフードシェアを実施している。令和 5 年度はフレッシュフードシェアの実施主体に対する、活動拠点の立ち上げにかかる物品購入等の費用の補助を行い、令和 6 年度は地域主体で実施できるようノウハウ伝達等の伴走型支援を行った。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市主催 (回)	4	8	2
補助団体 (回)	-	29	25
伴走支援団体 (回)	-	-	5

⑥ ごちそうさまキャラバン

新潟市・株式会社ツインバード・株式会社博報堂の連携協定（R5.12.1）に基づき、3 者及びこども食堂運営主体で連携し、こども食堂フードシェアプロジェクト「ごちそうさまキャラバン」の事業を行っている。調理機器等の提供を前提として食材調達の上、調理した料理等を提供するとともに、お楽しみグッズの使用を通じて食品ロス削減の取り組みを発信するなど、付加価値をつけたこども食堂を実施する。

令和 5 年度、令和 6 年度ともに 2 回実施した。

⑦ 学習動画

3Rや、食品ロスについて、未就学児と小学校低学年のことから楽しく学んでもらえる動画「バイバイ！もったいない！」を配信。エンディングでは、オリジナル楽曲「できるよ！にいがたっこ」に合わせて踊るダンス映像を市ホームページに掲載している。

⑧ パンフレット

本来食べられるのに捨てられるがちな食材を活用するレシピや、効率的に使える冷蔵庫収納術など、食品ロス削減に役立つ知識を紹介した「もったいないレシピ」、「冷蔵庫お片付けBOOK」を配布。区役所や市内の子育て施設に設置しているほか、市ホームページにも掲載している。

(6) プラスチックごみ減量の取り組み

ワンウェイプラスチックの削減を図るため、令和2年6月「新潟市民ノーレジ袋運動宣言」を行い、レジ袋削減、マイボトル普及などの啓発活動を実施している。

(7) リユースの推進

民間事業者や市民団体が独自の取り組みを進めていることから、それらの動きと連携し、社会全体でのリユースの機運を高めるため、リユースショップの紹介冊子を作成し、配布している。また、株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結（R5.9.7）し、粗大ごみの資源化に関する選択肢として、複数のショップの買い取り価格を比較し手間なく売却ができるサービスを提示している。

2 啓発事業

(1) 広報活動

① 情報紙等

ごみの減量・リサイクルの推進のため、分別の徹底、ごみ出しマナーの向上、不法投棄の防止等について、資源とごみの情報紙「サイチョプレス※」やチラシ、家庭ごみ収集カレンダー等を配布し周知啓発を行っている。転入者には「ごみ分別百科事典（日本語版）」や「家庭ごみの分け方・出し方（日本語版・外国語版）」を配布している。

※資源とごみの情報紙「サイチョプレス」 タブロイド判両面・フルカラー

年6回、各回約21万部発行 新聞折込、戸別配送、庁舎等で配布

② ごみ分別アプリ

市民に収集日や分別方法に関する情報を多様な媒体で提供し、希望に応じて様々なツールで容易にごみ出しに必要な情報を入手してもらうことで、ごみの減量・資源化を推進するため、スマートフォン等で利用できるごみ分別アプリ「さんあ～る®」を公開（令和元年12月）している。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ダウンロード数	年間	8,424	7,682	6,081	5,786	6,336
	累計	17,792	25,474	31,555	37,341	43,667
年間総アクセス数		505,137	591,229	640,496	683,555	719,671

③ ごみ関連チャットボット

ごみに関する問い合わせに対し、A I（人工知能）を活用し、パソコンやスマートフォンから、文字による対話型で自動応答している。

④ ごみ処理・リサイクル施設紹介動画

ごみ処理施設、リサイクル施設でのごみ処理、リサイクルの様子をまとめた動画「サイチョと学ぼう・新潟市ごみと資源のゆくえ」を作成。市内の図書館でD V Dの貸し出しを行っているほか、市ホームページで公開している。

⑤ 生ごみ減量・再活用方法紹介動画

生ごみの水切りやコンポスト容器を使った堆肥化など、様々な生ごみ減量方法を紹介する動画「にいがた生ごみ減量・再活用ナビ！はじめよう！生ごみダイエット作戦！」を作成。市内の図書館でD V Dの貸し出しを行っているほか、市ホームページで公開している。

(2) バイオマスプラスチック製指定ごみ袋

お米を原料にしたごみ袋を製造し使用してもらい、その意義を啓発することで、市民の一人ひとりの行動により温室効果ガスや石油系プラスチックを削減している実感＝“自分事”につなげるため、バイオマスプラスチックの利用を促進している。令和 6 年度は、新潟市産の米を 10% 配合した指定ごみ袋（20L）を 500 万枚製造した。

(3) 出前講座等の実施

未就学児や小学校低学年へのごみの減量・リサイクル意識の啓発を目的とし、動画教材「これってゴミなの？」の視聴やごみ分別クイズを行う出前授業を実施している。

また、社会科で廃棄物処理について学習する小学 4 年生向けに、清掃事務所職員が収集車で出向き収集車の構造や操作方法、ごみの分別などの説明を行う出前講座「ごみのお話し」を実施している。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
【出前授業】 未就学児・ 小学校低学年向け	43 施設	55 施設	83 施設	92 施設	91 施設
	2,426 人	2,669 人	4,280 人	4,873 人	4,939 人
【出前講座】 小学校 4 年生対象	53 校	73 校	79 校	64 校	71 校
	3,210 人	4,579 人	4,626 人	3,742 人	4,320 人

3 施設見学

ごみの減量・リサイクルの推進に関する意識の高揚を図るため、施設見学を実施している。※令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から大人数の施設見学は休止

(1) 新田清掃センター

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数 (団体)	-	-	-	39	34
見学者数 (人)	-	-	-	1,496	1,266

(2) 亀田清掃センター

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数 (団体)	-	-	-	33	42
見学者数 (人)	-	-	-	2,046	2,512

(3) 鎧潟クリーンセンター

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数 (団体)	-	-	-	5	9
見学者数 (人)	-	-	-	169	222

(4) 舞平清掃センター

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数 (団体)	-	-	-	1	1
見学者数 (人)	-	-	-	34	7

(5) 卷処理センター

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数 (団体)	-	-	-	0	0
見学者数 (人)	-	-	-	0	0

4 余熱利用

(1) ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）

環境保全やごみ処理事業の市民理解とイメージアップを図るため、新田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、平成12年7月にオープンした。有酸素運動や水遊びを楽しめるプールのほか、男女別の浴室、ヨガなどの健康教室を行うスタジオを設けており、レジャーと健康増進に役立つ施設として広く利用されている。

① 主な設備

(1階)	(2階)
・流水アクア（1周60mの流れるプール）	・浴室
・健康アクア（気泡や噴流のあるプール）	・サウナ
・温浴アクア（ジャグジー、座湯、寝湯）	・レストラン
・子供アクア（すべり台付き幼児用プール）など	・スタジオ（健康教室）など

② 利用者実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
187,560人	177,597人	208,617人	239,572人	保全工事のため 1年間休館

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時休館あり

(2) 亀田清掃センター附属休憩所（田舟の里）

亀田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、平成15年12月にオープンした。男女別の浴室、85畳の休憩室、各種研修会などに利用できる多目的ホールのほか、ごみのリサイクル推進・資源循環型社会の啓発に向けた展示コーナーを設けており、市民に広く利用されている。

① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（和室85畳）
- ・多目的ホール

② 利用者実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
34,049人	41,102人	43,922人	48,836人	48,744人

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時休館あり

(3) 舞平清掃センター附属休憩所

舞平清掃センターの汚泥再生処理工程で発生するメタンガスを利用した施設として、平成16年1月にオープンした。男女別の浴室、休憩室のほかに卓球やバドミントンができる多目的ホールを併設しており、市民の憩いの場として広く利用されている。

① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（21+18畳）
- ・多目的ホール

② 利用者実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
17,462人	21,230人	22,750人	25,202人	25,718人

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時休館あり

(4) 発電

焼却余熱から回収した蒸気で発電を行い、施設内外で活用されている。

(単位：MWh/年)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新田清掃センター	44,052	43,851	41,619	※35,861	※37,814
亀田清掃センター	34,010	31,615	31,775	31,080	32,416
鎧潟クリーンセンター	3,944	3,970	3,826	3,676	3,414

※タービン動翼損傷による停止及び仮復旧による定格出力減により、発電量が減少

5 環境美化運動

(1) きれいなまちづくり運動

「自分たちの住むまちは自分たちの手できれいに」という趣旨のもと「捨てない、汚さない」を運動の基調として、海岸、道路、公園などでのクリーン作戦を展開している。また、運動を推進するため、用具の貸出等の支援を行っている。

活動内容	期日	参加者数	備考
新潟まつり花火大会翌朝ボランティア清掃	8月12日	206人	ごみ収集量 77kg

(2) 海岸一斉清掃

海水浴シーズンに合わせ、昭和52年から地元自治会・町内会など関係団体の協力を得ながら、海岸一斉清掃を実施している。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
期日	7月23日	7月22日	7月18日	7月17日	7月15日
参加者(人)	1,000	1,100	2,400	3,300	900
ごみ収集量(t)	5	3	10	12	8

(3) 各区における一斉清掃等

各区で様々な清掃活動が行われており、令和6年度の実施状況は次のとおりである。

区	事業名	実施日	ごみ収集量(t)
北区	福島潟放水路クリーン作戦	4月13日	0.8
	東港クリーン作戦	10月19日	0.4
東区	東区クリーン大作戦	6月12日～11月10日	8.5
中央区	鳥屋野潟一斉清掃	3月15日	0.2
江南区	横越地区一斉清掃	4月14日	1.3
	亀田地区一斉清掃	5月12日	0.8
秋葉区	秋葉区一斉クリーン作戦	4月21日	3.6
	国道403号クリーン作戦	10月18日	0.1
南区	味方春の地域一斉清掃	4月7日	1.8
	味方秋の地域一斉清掃 (クリーンアップ作戦)	10月6日	1.6
西区	西区クリーン月間	7月1日～9月30日	6.3
西蒲区	西川地区一斉クリーン作戦	4月14日	1.5
	巻地区一斉クリーン作戦	8月4日	1.2
	潟東地域クリーン作戦	8月4日	1.4
	中之口地区一斉清掃 (秋)10月20日 (春)3月16日		0.6 0.8
	岩室地区一斉クリーン作戦	3月16日	1.7

(4) ボランティア清掃の参加者数（各区の一斉清掃含む）

令和6年度のボランティア清掃への参加者数は次のとおりである。

	地域清掃 参加者数(人)	一斉清掃 参加者数(人)	参加者数 合計(人)
北 区	11,726	804	12,530
東 区	27,740	6,503	34,243
中 央 区	15,912	99	16,011
江 南 区	10,101	5,036	15,137
秋 葉 区	11,727	6,973	18,700
南 区	8,425	2,000	10,425
西 区	28,745	8,534	37,279
西 蒲 区	5,537	9,037	14,574
本 庁		1,245	1,245
計	119,913	40,231	160,144

(5) 環境美化整備等補助

地域の環境の保全や環境美化を図ることを目的とし、地域清掃等の活動に対し助成を行っている。

① 環境美化活動費に対する助成

自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等が行う一斉清掃に対する助成（清掃用具など）

第6章 し尿・浄化槽汚泥処理事業

1 経緯及び現況

(1) 経緯

本市のし尿処理事業は、昭和32年の船見町し尿処理場の完成によって、いわゆる陸上処理が開始され、その後、農村での需要減少や人口増によるし尿量の増加に合わせ、施設を整備し、処理を行ってきた。

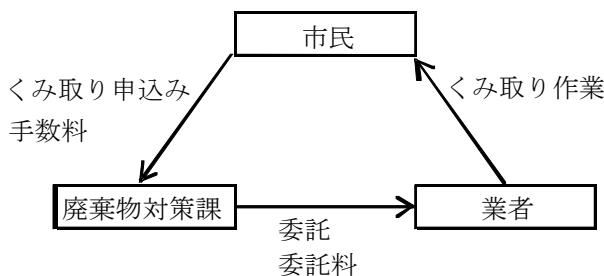
しかし、昭和50年代以降は下水道の普及に伴い、し尿の減少は著しいものとなってきたため、施設の統廃合や下水道処理施設の活用により、効率化を図るとともに老朽化施設の更新を行っている。

し尿収集については市内全域を処理計画区域とし、処理手数料については下表のとおり定額制と従量制に区分され委託業者別に収集区域を定めている。

浄化槽汚泥については、浄化槽法に基づく許可および廃棄物処理法に基づく収集運搬許可業者が清掃を行っており、収集は業者別の区域指定がある。

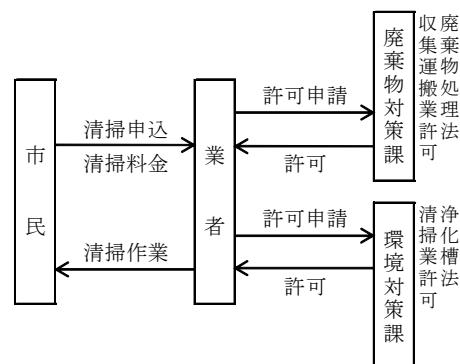
区分	対象	収集回数
定額制	一般家庭	月1回収集（それ以外は別料金）
従量制	一般家庭・事業所・アパート・店舗等	申込みの都度収集

(し尿収集の手続き)



※ 手数料は条例で定める額

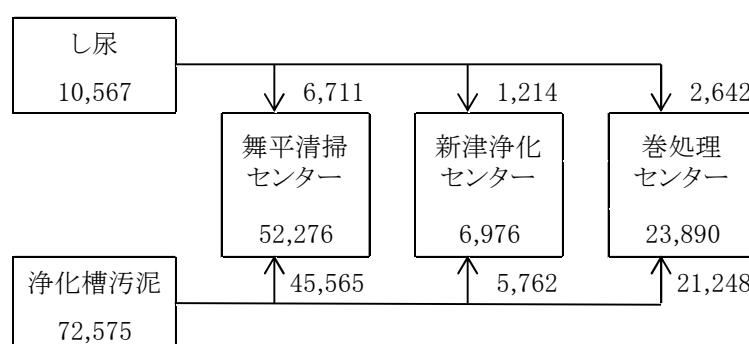
(浄化槽汚泥清掃の手続き)



※ 清掃料金は各業者による額

(2) 令和7年度処理計画フロー

(単位: kℓ)



2 し尿及び浄化槽汚泥処理実績

(1) 処理方法別人口

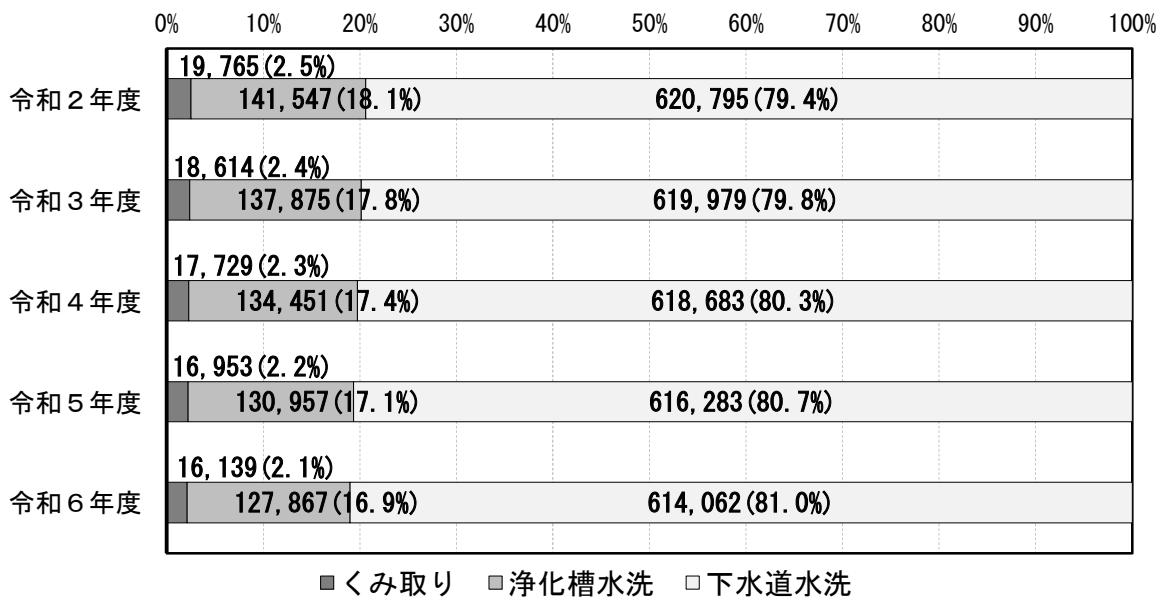
(令和7年3月31日現在)

区分	人口	世帯
計	16,139人	7,889世帯
くみ取り		
定額制	1,736人	978世帯
従量制	14,403人	6,911世帯
浄化槽水洗	127,867人	59,196世帯
下水道水洗	614,062人	284,277世帯
合計	758,068人	351,362世帯

※人口・世帯数は住民基本台帳より

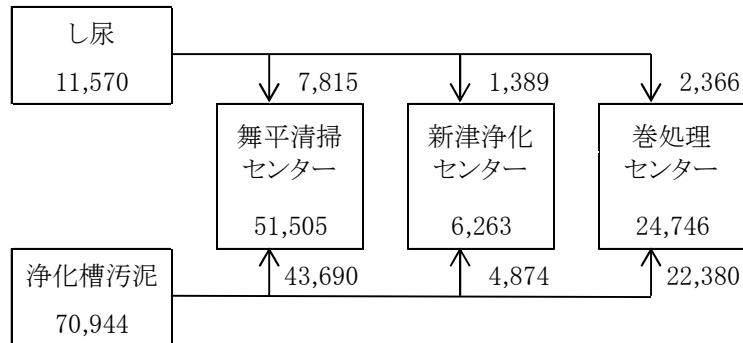
[参考] 年度別処理対象人口推移（各年度末）

(単位：人)



(2) 令和6年度処理実績フロー

(単位：kℓ)



(3) 収集処理実績

(単位 : kℓ)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	処理施設 内訳		
							舞平清掃センター	新津浄化センター	巻処理センター
新潟広域※	し尿	6,108	5,787	5,628	5,223	5,111	5,059		52
	浄化槽汚泥	28,554	29,390	28,457	28,653	27,801	26,738		1,063
	計	34,662	35,177	34,085	33,876	32,912	31,797		1,115
新津地区	し尿	1,258	1,215	1,167	1,030	947		947	
	浄化槽汚泥	4,199	4,225	4,431	4,317	4,015		4,015	
	計	5,457	5,440	5,598	5,347	4,962		4,962	
白根広域※	し尿	2,649	2,499	2,318	2,149	2,142	1,529	442	171
	浄化槽汚泥	14,965	15,260	15,028	16,106	15,064	11,644	859	2,561
	計	17,614	17,759	17,346	18,255	17,206	13,173	1,301	2,732
豊栄地区	し尿	1,450	1,317	1,410	1,224	1,227	1,227		
	浄化槽汚泥	5,344	5,317	5,458	5,867	5,308	5,308		
	計	6,794	6,634	6,868	7,091	6,535	6,535		
巻広域※	し尿	2,564	2,547	2,430	2,307	2,143			2,143
	浄化槽汚泥	18,212	18,320	19,397	18,027	18,756			18,756
	計	20,776	20,867	21,827	20,334	20,899			20,899
計	し尿	14,029	13,365	12,953	11,933	11,570	7,815	1,389	2,366
	浄化槽汚泥	71,274	72,512	72,771	72,970	70,944	43,690	4,874	22,380
	計	85,303	85,877	85,724	84,903	82,514	51,505	6,263	24,746

※新潟広域：新潟地区、黒埼地区、亀田地区、横越地区

※白根広域：白根地区、小須戸地区、味方地区、月潟地区、中之口地区

※巻広域：巻地区、岩室地区、西川地区、潟東地区

第7章 産業廃棄物の現状と対策

1 概説

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生する燃え殻、汚泥、がれき類等の廃棄物をいい、法令で20種類が指定され、排出事業者による適正処理が義務づけられている。

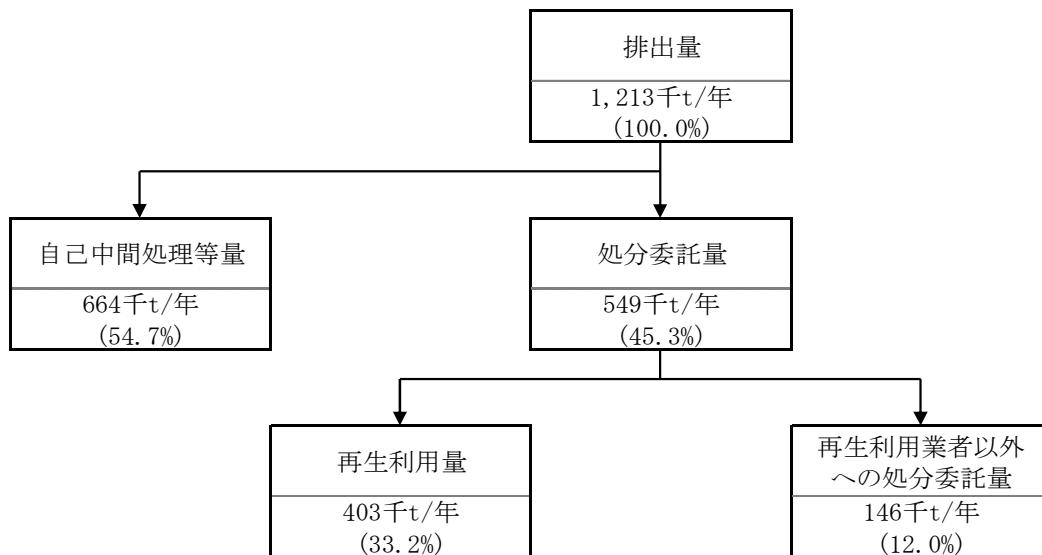
これらは、人間の生活を支える産業活動から不可避的に発生するもので、多量に排出され、有害物質を含むものや処理困難なものが多いことから、市民の健康や生活環境の保全のため適正な処理が必要となっている。

焼却場や最終処分場等の設置にあたっては、建設コストの高騰や、住民合意が得られないことなどから、発生の抑制とリサイクルの推進が急務となっている。

2 産業廃棄物の排出状況と処理状況（多量排出事業者の排出量届出分に限る）

令和6年度の排出量は、発生量1,213千トンであり、前年度（1,238千トン）に比して約2%の減少となった。

排出量1,213千トンの産業廃棄物のうち、664千トンが自己中間処理等により減量化又は再生利用されたため、処分業者に処分委託された産業廃棄物は549千トンである。



○主な廃棄物の種類別排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥が711千トン（全体の58.6%）で最も多く、次いでがれき類が276千トン（22.8%）で、排出量全体の81.4%を占めている。

なお、汚泥は排出時点においては多量であるが、排出事業者自らによる脱水、乾燥等の処理等により大幅に減量されている。

種類	排出量（構成比）	再生利用量（再生利用率）
汚泥	711千t/年 (58.6%)	74千t/年 (10.4%)
がれき類	276千t/年 (22.8%)	223千t/年 (80.8%)

3 産業廃棄物処理施設の設置状況と処理状況

産業廃棄物処理施設には、焼却炉や脱水機等の中間処理施設と埋立地の最終処分場があり、政令で19施設を規定している。

以下の表は、令和7年3月31日現在の本市で許可している施設の設置数と、その施設で令和6年度中に処理した廃棄物量を示している。

(1) 中間処理施設

中間処理施設の種類	設置施設数				年間処理量 (t)			
	事業者	処理業者	公共	合計	事業者	処理業者	公共	合計
汚泥の脱水施設	9	6	2	17	59,716	12,582	26,471	98,769
汚泥の乾燥施設	機械	1	3	4	169	15,416		15,585
	天日		2	2		13,745		13,745
廃油の油水分離施設		4		4		2,468		2,468
廃プラの破碎施設		32		32		40,915		40,915
木くず又はがれき類の破碎施設	2	69		71	180	658,612		658,792
シアンの分解施設	2	1		3	15,942			15,942
廃酸及び廃アルカリの中和施設		2		2				0
小計	14	119	2	135	76,007	743,738	26,471	846,216
汚泥の焼却施設	2	2		4	51,564	3,842		55,406
廃油の焼却施設	2	3		5	467	2,050		2,517
廃プラの焼却施設		6		6		15,398		15,398
その他の焼却施設	4	5		9	38,544	20,786		59,330
小計	8	16	0	24	90,575	42,076	0	132,651
合計	22	135	2	159	166,582	785,814	26,471	978,867

(2) 最終処分場

最終処分場の種類	埋立地設置数	処分面積 (m ²)		処分容積 (m ³)		年間処分量 (t)	
		届出面積	残存面積	届出容積	残存容積		
安定型最終処分場	事業者						
	処理業者	1	2,121	998	7,048	1,094	155
	小計	1	2,121	998	7,048	1,094	155
管理型最終処分場	事業者						
	処理業者						
	小計	0	0	0	0	0	0
合計	1	2,121	998	7,048	1,094	155	

(法第15条の許可施設)

4 産業廃棄物処理業者の許可と処理状況

産業廃棄物処理業者とは、排出者にかわって産業廃棄物の適正処理を行うことを業とするものである。次の表は、令和7年3月31日現在の本市で許可している件数を示している。

業の区分	許可件数
産業廃棄物収集運搬業	105件
産業廃棄物処分業（中間処理）	92件
産業廃棄物処分業（最終処分）	2件
特別管理産業廃棄物収集運搬業	22件
特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）	9件

○令和6年度の許可業者の処分量

(単位: t／年)

種類	処分量	
	中間処理量	埋立処分量
産業廃棄物	燃え殻	6,820
	汚泥	101,475
	廃油	5,318
	廃酸	3,480
	廃アルカリ	5,172
	廃プラスチック類	91,048 16
	紙くず	9,955
	木くず	96,233
	繊維くず	5,443
	動植物性残渣	2,444
	動物系固形不要物	0
	ゴムくず	86
	金属くず	14,561
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	62,858 143
	鉱さい	3,161
	がれき類	561,033 14
	動物のふん尿	2
	動物の死体	0
	ばいじん	42,617
小計		1,011,706 173
特別管理産業廃棄物	危険物廃油	392
	強廃酸	289
	強廃アルカリ	736
	感染性産業廃棄物	2,805
	廃P C B等	0
	廃石綿等	0
	有害金属含有産業廃棄物	189
	小計	4,411 0
合計		1,016,117 173

5 自動車リサイクル法に基づく許可・登録状況

業の種類	許可・登録件数
使用済自動車引取業	131 件
使用済自動車フロン類回収業	68 件
使用済自動車解体業	44 件
使用済自動車破碎業	12 件

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

6 廃 PCB 等の保管等状況

濃度区分	高濃度		低濃度		
	廃棄物の種類	事業所数	数量	事業所数	数量
変圧器（トランス）				39	87 台
コンデンサー（3kg 以上）				23	49 台
コンデンサー（3kg 未満）	1	1 台		17	104 台
柱上変圧器（柱上トランス）				1	1 台
安定器	14	48 台		6	33 台
その他 PCB を含む油				6	1235. 8 kg
感圧複写紙					
ウエス				2	8. 3 kg
汚泥				1	0. 5 kg
塗膜				7	38813. 4 kg
その他電気機械器具				7	14 台・個
その他				14	21 台・個

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

7 産業廃棄物の適正処理対策

今年度実施する産業廃棄物の主な適正処理対策は、以下のとおりである。

- (1) 処理施設、処理業者、廃棄物保管場所などへの立入検査・指導の実施
- (2) 解体工事現場への立入検査・指導の実施
- (3) 不法投棄等監視のためのパトロールの実施、監視カメラの設置
- (4) PCB 廃棄物保管事業者等への適正管理、処分期間内での処理指導の実施

第8章 一部事務組合

1 豊栄郷清掃施設処理組合

(1) 概説

昭和45年5月に豊栄町（現在の新潟市北区豊栄地区）と聖籠村（現在の聖籠町）のごみ処理を共同で行うために設置された一部事務組合である。

平成17年3月の豊栄市と新潟市ほか11市町村の合併により、構成団体は、新潟市及び聖籠町となり、新潟市北区と聖籠町のごみの適正処理を行っている。

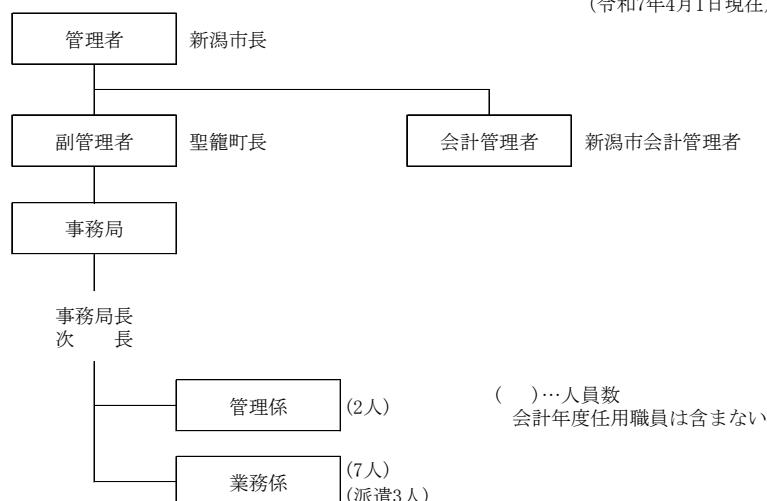
[事務局] 新潟市北区浦ノ入418番地（豊栄環境センター内）TEL: 025-386-0909

[沿革]

S45. 5月	・豊栄郷清掃施設処理組合設立
S46. 5月	・黒山じん芥センター（焼却施設）の稼動開始 ～処理能力：15t/8h×2炉＝30t/日
S56. 4月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉の稼動開始 ～処理能力：40t/16h×2炉＝80t/日
S62. 4月	・不燃ごみ処理施設稼動開始 ～処理能力：30t/5h
H 1. 4月	・小動物処理施設稼動開始
H 4. 4月	・江楓園（最終処分場）埋立開始 ～埋立面積：20,699m ² 、埋立容量：80,910m ³
H 9. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）3号炉（50t/16h）の稼動開始
H12. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉排ガス高度処理施設整備工事終了
H15. 4月	・プラスチック製容器包装処理開始
H17. 3月	・豊栄市が新潟市と編入合併し、構成団体が新潟市と聖籠町となる。
H21. 4月	・新潟市の家庭ごみを自己搬入できる区域を豊栄地区から北区に拡大
R 3. 3月	・不燃ごみ処理施設廃止 ・江楓園（最終処分場）埋立完了

(2) 組織・人員

(令和7年4月1日現在)



(3) 事業費

①令和6年度決算額

区分		金額(千円)	備考
歳入	負担金	564,473	新潟市:405,684千円 (71.87%) 聖籠町:158,789千円 (28.13%)
	使用料及び手数料	80,159	行政財産使用料、ごみ処理手数料
	その他	54,351	繰越金・諸収入
	計	698,983	
歳出	議会費	247	組合議会に係る経費
	総務費	60,018	組合事務局に係る経費
	衛生費	595,996	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	計	656,261	

②令和7年度予算額

区分		金額(千円)	備考
歳入	負担金	566,727	新潟市:409,119千円 (72.19%) 聖籠町:157,608千円 (27.81%)
	使用料及び手数料	80,984	行政財産使用料、ごみ処理手数料
	その他	5,145	繰越金・諸収入
	計	652,856	
歳出	議会費	270	組合議会に係る経費
	総務費	60,806	組合事務局に係る経費
	衛生費	591,280	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	予備費	500	
	計	652,856	

(4) 令和6年度処理実績

区分		処理量(t)	内訳
豊栄環境センター(焼却)		15,495	新潟市: 11,317 t 聖籠町: 4,178 t
プラスチック処理施設		249	新潟市: 83 t 聖籠町: 166 t
計		15,744	新潟市: 11,400 t 聖籠町: 4,344 t